

防災・構造

部会

防火構造等

H12 建設省告示第 1359 号、H12 建設省告示第 1362 号

防火構造等における外壁の屋内側の仕上げの範囲について

平成 29 年春期部会

平成 12 年 5 月 24 日 建設省告示第 1359 号、同告示第 1362 号により、外壁の屋内側の仕上げによる防火被覆が必要とされていることについて、防火構造の軒裏より下の屋内に面する部分には、小屋裏・2 階床の部分も含めて、屋内側の仕上げによる防火被覆が必要であると取扱う。(国土交通大臣の認定を受けたものであって、屋内側仕上げの範囲が明確に図示されたものを除く。)